

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性        本業務は県内在住外国人等を対象とした生活全般に係る相談（対面又は電話等）に対し、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う「岐阜県在住外国人相談センター」（以下、「相談センター」という。）の運営業務を委託するもの。        複雑化している外国人からの相談に対して、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行う必要があり、単に通訳、翻訳機能を有するだけでなく、生活全般の相談対応の経験とノウハウを有する団体に委託をすることが適した事業である。        また外国人相談者が専門家等と相談できる機会を設けるため、心理カウンセラー、弁護士、行政書士及び入管職員等専門家や関係機関とのネットワークを有する必要があるほか、県が進める多文化共生施策と密接に関係する事項に臨機応変に対応するなど、県の補完的な役割を担うことが求められる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明        （公財）岐阜県国際交流センターは、国際交流活動の支援や多文化共生社会の実現を図ることを目的とし、平成元年に県100%出捐により設立され、令和元年度に「岐阜県在住外国人相談センター」を開設以降、医療、福祉、在留手続、雇用、税金、教育等幅広い分野の生活相談に多言語で対応してきた実績を有する。定型的な相談は、相談員が直接回答したり、情報が掲載されているHP等を案内したりするほか、必要に応じて公的機関や専門機関に取り次ぐ等、本業務に精通しており、迅速な相談対応が可能である。        また母語での相談対応が可能な心理カウンセラーや専門的支援を行う関係機関とのネットワークを有するほか、県の施策等を外国人県民へ周知するなど、これまで県の補完的な役割を担ってきた。        このように、県内で多言語での相談を行ってきた豊富な経験とノウハウのほか、相談対応に関する専門家や市町村をはじめとした関係機関等とのネットワークを有する団体は他にはなく、（公財）岐阜県国際交流センターは、本事業を実施可能な唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。